



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
法制監察課

定期第 9 2 8 号 令和 8 年 3 月 2 4 日 発行

目 次

は県例規集登載

【告示】

番 号	表 題	担当課名
1 5 2	都市計画法の規定による工事が完了した件	都市計画課
1 5 3	洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めた件	河川政策課

【企業局告示】

番 号	表 題	担当課名
2	特定調達契約について随意契約の相手方を決定した件	

【企業局訓令】

番 号	表 題	担当課名
1	徳島県企業局公文書管理規程の一部を改正する訓令	

【人事委員会規則】

番 号	表 題	担当課名
	公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	

【海区漁業調整委員会指示】

番 号	表 題	担当課名
2	徳島海区のうち南部海域における宝石さんごの採捕について指示する件	

【内水面漁場管理委員会告示】

番 号	表 題	担当課名
1	徳島県内水面漁場管理委員会指示第 1 号に基づく水域の範囲を定める件	
2	令和 8 年度の目標増殖量を定めた件	

【内水面漁場管理委員会指示】

番 号	表	題	担当課名
1	こいの取扱いについて指示する件		

【議会規程】

番 号	表	題	担当課名
1	徳島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程		
2	徳島県議会公文書管理規程の一部を改正する規程		

徳島県告示第百五十三号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第二項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる河川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域が浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同条第四項の規定により公表する。

なお、当該区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を表示した図面は、次の表の上欄に掲げる河川の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる場所において閲覧に供する。

令和八年三月二十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

河川名	閲覧場所
吉野川水系金清川	徳島県県土整備部河川政策課 徳島県東部県土整備局吉野川庁舎
同 高西谷川	同
同 僧都谷川	同
同 美濃谷川	同
同 馬木谷川	同
同 ヤカエ谷川	同
同 仁賀木谷川	同
同 西仁賀木谷川	同
同 大影谷川	同
同 大久保谷川	同
同 願成寺谷川	同
同 伊沢谷川	同
同 薬師谷川	同
同 芝生川	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
棋穀谷川	轟谷川	西の谷川	吉田谷川	野村谷川	白水谷川	井口谷川	石神谷川	東分谷川	一の谷川	清谷川	馬木谷川	新町谷川	城の谷川	大谷川	東俣谷川	切戸谷川	日吉谷川	五明谷川
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	徳島県土整備部河川政策課 徳島県西部総合県民局美馬庁舎	同	同	同

同	同	立江川水系石見川
中津川	北馬川	
同	同	徳島県土整備部河川政策課 徳島県東部県土整備局徳島庁舎

徳島県企業局告示第二号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第十二号）第一条に規定する特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和八年三月二十四日

徳島県企業局長 勝 間 基 彦

- 一 契約に係る特定役務の名称及び数量
「川口ダム自然エネルギーミュージアム」コンテンツリニューアル業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
徳島県企業局事業推進課自然エネルギー・地域貢献室
徳島市新蔵町一丁目八六
- 三 契約の相手方を決定した日
令和八年一月二十三日
- 四 契約の相手方の氏名及び住所
株式会社博報堂プロダクツ
東京都江東区豊洲五丁目六番一五号
- 五 契約金額
七千万円
- 六 契約の相手方を決定した手続
随意契約（公募型プロポーザル方式）
- 七 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第一号

徳島県企業局訓令第1号

徳島県企業局公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月二十四日

徳島県企業局長 勝 間 基 彦

徳島県企業局公文書管理規程の一部を改正する訓令

徳島県企業局公文書管理規程（令和六年徳島県企業局訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二号ただし書中「企業管理規程、告示、訓令その他」を削る。

第二十四条第一項中「には」を「のうち次に掲げるものには」に、「押印しなければならない」を「押印するものとする」に改め、ただし書を削り、各号を次のように改める。

一 法令、条例、規則その他の規程により公印の押印が必要とされる紙文書

二 県又は相手方の権利義務又は法的地位に重大な影響を及ぼす紙文書（経営企画課長が別に定めるものを除く。）

三 事実の証明に関する紙文書その他の内容が真正であることを証明する必要がある紙文書（経営企画課長が別に定めるものを除く。）

四 前三号に掲げるもののほか、公印の押印が必要と認められる紙文書

第二十四条第三項を削り、第四項を第三項とする。

第二十五条第四項中「前条第四項」を「前条第三項」に改める。

第三十五条中「経営企画戦略課長」を「経営企画課長」に改める。

様式第六号中 「登録例文・共通例文・公印省略」を 「登録例文・共通例文・その他（ ）」に改める。
その他（ ） 「その他（ ）」

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

。 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める

令和八年三月二十四日

徳島県人事委員会委員長 坂 田 千代子

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（規則四 一二）の一部を次のように改正する。

別表第一中「公益財団法人 e とくしま推進財団」を削り、「公益財団法人とくしまあい」ランド推進協議会」を「公益財団法人徳島県漁業振興基金」に改め、「公益財団法人徳島県水産振興公害対策基金」を削り、「公益社団法人徳島県産業国際化支援機構」を「公益社団法人徳島県産業国際化支援機構 に、「地方公共団体情報システム機構」を「公益社団法人徳島県畜産協会」に改める。

地方公共団体情報システム機構
地方税共同機構
別表第二中「株式会社徳島健康科学総合センター」を「株式会社徳島健康科学総合センター」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。ただし、別表第一中「公益財団法人 e とくしま推進財団」を削る改正規定は、公布の日から施行する。

徳島海区漁業調整委員会指示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項に基づき、徳島海区のうち南部海域における宝石さんご（アカサンゴ、モモイロサンゴ及びシロサンゴの生体及び死骸をいう。以下同じ。）の採捕について、次のとおり指示する。

令和八年三月二十四日

徳島海区漁業調整委員会 会長 今 治 清 孝

一 定義

この指示において「徳島海区のうち南部海域」とは、和歌山県紀伊日ノ御埼灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬灯台に至る直線及び兵庫県南あわじ市諭鶴羽山山頂と同市沼島東端との見通し線以南の水域のうち徳島県海域をいう。

二 採捕の制限

徳島海区のうち南部海域において、宝石さんごの採捕をしてはならない。ただし、三に掲げる者が採捕する場合であつて徳島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたときは、この限りでない。

三 承認の対象者

承認の対象者は、試験研究の用に供しようとする者とする。

四 承認証の交付

委員会は、採捕の承認をしたときは、申請者に承認証を交付するものとする。

五 承認証の携帯

承認を受けた者は、宝石さんごを採捕するときは、当該承認証を携帯しなければならない。

六 承認の取消

委員会は、資源保護又は漁業調整上必要があると認めるときは、承認を取り消すことができる。

七 譲渡又は販売の禁止

承認を受けた者は、採捕した宝石さんごを譲渡し、又は販売してはならない。

八 採捕報告書の提出

承認を受けた者は、採捕の結果について、別に定める様式により採捕期間終了後一月以内に委員会に報告しなければならない。

九 取扱要領

この指示に定めるもののほか、採捕の承認等に関する取扱いについては、委員会が別に定める。

十 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までとする。

徳島県内水面漁場管理委員会告示第一号

徳島県内水面漁場管理委員会指示第一号に基づく水域の範囲を次のように定める。

令和八年三月二十四日

徳島県内水面漁場管理委員会

会長 歌 泰 一

吉野川水系（吉野川本流及びその支流）、徳島市名東町の地藏院池、那賀川水系（那賀川本流及びその支流）、打樋川水系（打樋川本流及びその支流）

徳島県内水面漁場管理委員会告示第二号

第五種共同漁業権の免許に係る令和八年度の目標増殖量を次のとおり定めたから公表する。

令和八年三月二十四日

徳島県内水面漁場管理委員会 会長 歌 泰 一

免許番号	漁業者名	漁業の名称	増殖内容	備考
内共第十四号	鮎喰川漁業協同組合	うなぎ漁業 あ ゆ漁業 あまご漁業	四〇、〇〇尾 五六、〇〇尾 キログラム四八	放流
内共第二十一号	勝浦川漁業協同組合	うなぎ漁業 あ ゆ漁業 あまご漁業	二一〇、〇〇尾 四〇、〇〇尾 キログラム四〇	放流
内共第二十三号	小松島淡水漁業協同組合	うなぎ漁業 ふな漁業	キログラム一四〇 キログラム一四〇	放流
内共第二十五号	那賀川漁業協同組合連合会	うなぎ漁業 あ ゆ漁業 あまご漁業	四二〇、〇〇尾 六〇、〇〇尾 キログラム二〇〇	放流
内共第二十八号	海部川漁業協同組合	うなぎ漁業 あ ゆ漁業 あまご漁業	一〇五、〇〇尾 二〇、〇〇尾 キログラム二八	放流

徳島県内水面漁場管理委員会指示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項の規定及び第七十一条第四項の規定に基づき、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、こい（まこい及びにしきごいをいう。以下同じ。）の取扱いについて次のとおり指示する。

ただし、コイヘルペスウイルス病のまん延防止のために死亡したこいを処理する場合、あるいは公的機関が試験研究に供する場合は、この限りでない。

令和八年三月二十四日

徳島県内水面漁場管理委員会

会長 歌 泰 一

第一 指示の内容

一 持ち出しの禁止

公共用水面及びこれと接続して一体をなす水面において、コイヘルペスウイルス病が発生又は発生している疑いがあると徳島県知事が認めた場合は、当該水域においては、徳島県内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、こいを持ち出してはならない。

この場合、徳島県内水面漁場管理委員会は、当該水域の範囲について速やかに公表するものとする。

二 放流の禁止

公共用水面及びこれと接続して一体をなす水面においては、こいを放流してはならない。ただし、採捕したこいを同じ場所に放流する場合又は次に掲げる要件のすべてに該当する場合は、この限りでない。

- 1 放流場所が、一に基づき告示された水域でないこと。
- 2 放流しようとするこいは、コイヘルペスウイルスに汚染された水系（養殖場及び個人の池を含む。）に由来するものでないこと
- 3 放流しようとするこいが、コイヘルペスウイルスに汚染された水系（養殖場及び個人の池を含む。）に由来するこいと水を介しての接触がないこと。
- 4 放流しようとするこいは、PCR（ポリメラーゼ連鎖反応）検査で陰性が確認されたこい群の個体であること。

第二 指示の期間

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

徳島県議会規程第一号

徳島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月二十四日

徳島県議会議長 井 川 龍 二

徳島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程

徳島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程（令和五年徳島県議会規程

第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第十六号中「第十二条第三項の被保険者証の番号及び保険者番号」を「第二百一条の二第一項に規定する被保険者番号等」に改める。

附 則

この規程は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三十一号）附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日から施行する。

徳島県議会規程第二号

徳島県議会公文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月二十四日

徳島県議会議長 井 川 龍 二

徳島県議会公文書管理規程の一部を改正する規程

徳島県議会公文書管理規程（令和五年徳島県議会規程第四号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「には」を「のうち次に掲げるものには」に、「押印しなければならない」を「押印するものとする」に改め、ただし書を削り、各号を次のように改める。

- 一 法令、条例、規則その他の規程により公印の押印が必要とされる紙文書
 - 二 県又は相手方の権利義務又は法的地位に重大な影響を及ぼす紙文書（局長が別に定めるものを除く。）
 - 三 事実の証明に関する紙文書その他の内容が真正であることを証明する必要がある紙文書（局長が別に定めるものを除く。）
 - 四 前三号に掲げるもののほか、公印の押印が必要と認められる紙文書
- 様式第二号中 「登録例文・共通例文・公印設置」を「登録例文・共通例文」に改める。
その他（ ） 「その他」 「その他」

附 則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。